⑹　配置予定管理技術者は、以下の技術者資格及び経験を有する者とする。気象予報士登録から５年以上の気象予測実務経験を持つ気象予報士

⑺　配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の経験

配置予定管理技術者は、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成13年度以降に発注機関に受渡しを行った業務において、１件以上の経験を有さなければならない。

㋐　同種業務　道路・鉄道管理における気象予測業務

㋑　類似業務　気象予測業務

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　業務実施体制

⑵　企業の実績及び能力

⑶　配置予定管理技術者の経験及び能力

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定管理技術者の経験

⑵　配置予定担当技術者の経験及び能力

⑶　業務実施体制

⑷　特定テーマに対する技術提案

⑸　参考見積

5　手続等

⑴　担当部署　〒950―1101 新潟県新潟市西区山田2310―１　東日本高速道路株式会社　新潟支社　総合企画部調達契約課　大和田重行　電話025―234―7114

⑵　関係書類の交付期間等

㋐　交付期間　手続開始公告の日から平成23年12月19日（月）まで

㋑　交付方法　当社ホームページ（本公告の掲載箇所）からダウンロードにより入手するものとする。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

㋐　提出期間　平成23年12月19日（月）16時00分

㋑　提出場所　記５⑴に示す担当部署

㋒　提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、入札公告（説明書）に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。(郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。)

⑷　技術提案書の提出期限、場所

㋐　提出期限　平成24年３月２日（金）16時00分

㋑　提出場所　記５⑴に示す担当部署

6　その他

⑴　本契約においては日本語及び日本国通貨を使用する。

⑵　契約保証　必要

契約の相手方として決定された者は、契約決定後10日以内(行政機関の休日を含む。)に、契約金額（税込）の10分の１以上に相当する下記のいずれかの契約保証に関する証書等を提出しなければならない。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額（税込）の10分の３以上に相当する金額とする。

㋐　債務不履行時に損害金の支払いを保証する金融機関（銀行、前払保証事業会社等）の保証にかかる保証書。

㋑　債務不履行時に損害金の支払いを保証する公共工事履行保証保険(金銭保証に限る)にかかる証券。

㋒　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約にかかる証券。

⑶　契約書の作成　必要

契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

⑷　支払条件

㋐　前金払　無

㋑　部分払　有

契約の相手方として決定された者は請負契約書案第37条に基づき部分払の請求をすることができる。

⑸　上記２⑵に掲げる調査等指名競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　技術提案書のヒアリングを実施する。

⑺　詳細は手続開始公告（説明書）による。

7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : The weather forecast of Niigata Regional Head Office of the Year／2012, 2013, 2014

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 19 December 2011

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 2 March, 2012

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hiroshi Nomura, Director General of Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited

⑸　Classification of the services to be procured : 42

⑹　Language and currency used in contract procedure : Japanese and Japanese yen only

⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Shigeyuki Owada, Depty Manager of Procurement & Contract Division, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited, 2310―1, Yamada, Nishi-ku, Niigata 950―1101 Japan TEL 025―234―7114

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する北海道横断自動車道釧路市小音別トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　北海道横断自動車道釧路市小音別トンネル工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道釧路市

3　工事内容　工事延長：Ｌ＝400.0m、トンネル延長：Ｌ＝190.0m、幅員：ＳＬ＝11.4m、内空断面積：Ａ＝71.4㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工：フォアポーリング、坑門工：Ｎ＝１式、仮設工：Ｎ＝１式、現場打ち法枠工：Ｎ＝１式

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成23年11月18日から平成23年12月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成23年12月20日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。)。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。